

	<p style="text-align: center;">生活に困窮する家庭を支援</p> <p style="text-align: center;">区独自に子育て家庭への臨時給付金を支給</p>
と き	12月下旬から支給開始
<p>急激な円安を背景にした食料品等の物価上昇が拡大・長期化するなか、真に生活に困窮する区民への更なる支援として、低所得の子育て家庭に区独自の給付金を支給する。</p> <p>支給額は児童一人あたり10万円で、約1万3千人が対象。</p> <p>対象となる世帯には12月中旬からお知らせを送付し、12月下旬から順次支給を開始する。</p>	

【対象】

12月1日以降区内在住で、児童を養育しており、次のいずれかに当てはまる方

- (1) 令和4年度低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（国）を、練馬区で受給した方
・12月中旬にお知らせを送付、12月下旬に支給
- (2) 令和4年5月～5年3月のいずれかの月から児童扶養手当を受給し、(1)を受給していない方
・1月以降にお知らせを送付、1月以降に支給

※いずれも申請は不要

【問い合わせ】

練馬区 子育て支援課 児童手当係 電話 03-5984-5824